

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	8	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	☐ 個人住民税 ☐ 法人住民税 ☐ 事業税 ☐ 不動産取得税 ☐ 固定資産税 ☐ 事業所税 ☐ その他（ ）		
要望項目名	減価償却資産に係る取得価額基準等の見直し		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ○減価償却資産取得時に、 ・ 10 万円未満の資産を取得時に全額損金算入、 ・ 10 万円以上 20 万円未満の資産は3 年均等で損金算入が可能である制度等 ○土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産のうち、以下等を除いたものが、地方税法第 341 条第 4 号に定める償却資産 ・ 法人税法施行令第 133 条第 1 項若しくは第 133 条の 2 第 1 項又は ・ 所得税法施行令第 138 条第 1 項若しくは第 139 条第 1 項の規定により取得価額の全部又は一部が損金又は必要な経費に算入される資産 ・ 特例措置の内容 足下の物価上昇等を踏まえた基準額の見直しを行う。		
関係条文	地方税法第 341 条、地方税法施行令第 49 条 所得税法施行令第 138 条、第 139 条 法人税法施行令第 133 条 第 133 条の 2 等		
減収見込額	[初年度] 精査中 (—) [平年度] 精査中 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 物価上昇が継続していること等を踏まえ、長年据え置かれてきた本制度の基準等の見直しを行う。 (2) 施策の必要性 経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 2 1 日閣議決定） （経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換） 「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する。このため、令和 8 年度当初予算 114 から実現した経済・物価動向等の的確な 反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応する。 その際、官公需における適切な価格転嫁を徹底するとともに、医療・介護・保育・福祉 等の公定価格について、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保に必要な対応 を進める。あわせて、予算・税制における各種基準額や閾値について、物価・賃金上昇や 経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進める。 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 （令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） IX. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進 1. 全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し 経済が物価上昇に転じた中で、政府の予算や制度もまた物価上昇に的確に 対応できるよう変わっていかねばならない。政府自身が、物価上昇を		

	上回る賃 金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、省庁横断で総合的に予算・税制に係る 公的制度の基準額や閾値の点検と見直しに取り組む。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	長年据え置かれてきた本制度の基準等について、足下の物価上昇等を踏まえた見直しを行うことで、企業の事務負担軽減を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	減価償却資産等を取得し事業の用に供する事業者等において広く活用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	減価償却資産等を個別に管理することの事務負担に対応する配慮として設けられている ・ 10 万円未満の資産を取得時に全額損金算入、 ・ 10 万円以上 20 万円未満の資産は 3 年均等で損金算入が可能である制度 ・ 地方税法第 341 条 4 号で定める償却資産等の基準について長年据え置かれていることを踏まえ、足下の物価上昇等を踏まえた基準額の見直しを行うことで、企業の事務負担軽減に資することができるため、手段として有効。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		経済産業省として過去要望したことはない。